

た概念を初めて導入したものであることを示している。1965年の法律第903号により、被用者に対する一般的制度と自営業者に対する特殊な管理・運営によって年金受給者に支給される社会的年金は、一度全負担が政府によって調達されるならば、年金支払いの負担を維持する各種の保険の管理・運営機関に対して、地域社会による財政的援助を設けるであろう。これらの形の特殊な年金は、社会保険制度の実施にほんの僅かな取るに足らない影響も与えないし、社会保険制度は被用者、共同従事者、あるいは自営業者を含めて、すべての労働者に支払われるべきであるとして、憲法により承認された保護を提供する基本的および決定的な役割を妨げている。

*La Pensione Sociale, Rivista Degli Infortuni e delle malattie professionali*, No. 5, 1970, pp. 873-886; No.46, '71.

## 年金への新政策



W. B. Koelman (オランダ)

本稿には、通貨価値の低下に対処する給付を、被保険者に支給しようとするある包括的な給付の提案が示されている。

現在実施されている各年金制度は、年金額、制度の管理・運営に不備のあることを示している。大部分の例では、支給額は一般に受けいられている標準を満足させていない。これは現在支給されている年金の場合に、とくに指摘されることである。各制度に各種の変化がみうけられるが、それらの相違は、公務員の制度、職業別の制度、企業の実施する制度、団体保険契約で指摘される。急速な通貨低落の影響は、支払われた拠出と受給した給付の間における均衡を妨害するであろう。

この国の経済的および財政的な可能性に応じて、全労働者グループに対し、退職後にある所得を保証する首尾一貫したある制度を実現する時期がやってきた。将来の上昇する生産は、年金給付に要求された財政的資金の一部を提供するであろうと思われるので、潜在的な可能性が存在する。

最適な年金制度は次の必要条件に対応すべきである。

- (a) 制度の統一は現行制度の統合によって達成されるべきである。
- (b) 経過的措置をなんら設けるべきではない。新しい制度は、採用された時から完全な年金権を認めるべきである。
- (c) より高い生産性を反映させた給付を年

金受給者が受給できるようにするには、賃金水準に対応する年金の自動的調整が用いられるべきである。

- (d) 拠出と給付の間にある一定の関係が設けられるべきである。ある年金制度は所得移転の手段として用いることができない。
- (e) 統一的な年金制度は政策的に独立すべきであり、それは大規模な資金の蓄積を回避することを意味している。
- (f) 年金制度は大衆の貯蓄を促進すべきである。
- (g) 財政的負担は使用者、被用者、および自営業者が喜んで受け入れることのできるものでなければならない。

その制度は25歳から65歳までの40年間における賃金もしくは所得を対象とし、年率1.75%の係数をかけることを考慮に含み、その年金は平均的な所得もしくは賃金の70%に等しくなるようにすべきである。寡婦年金の支給額も老齢年金の70%にすべきである。

この制度による拠出金は、人びとが活動的な生活をすごした期間を通じて取得する所得の約25%となるであろう。加入者にとって、これはある積立方式とみえるし、拠出は死亡率統計表と予定利子率によって決定される。利子率は年率1.5%とされるであろう。しかし、マクロ的な経済の観点からみれば、ある1年間に支払われる年金総額(稼得活動従事者の取得する平均的な所得の70%に等しい)は、利子率が年率1.5%とされた同一の年に支払われた拠出総額に等しくなるので、その新しい制度は賦課方式の形で運営されるであろう。なんらかの賃金上昇もしくはインフレの傾向は、これらの金額に影響を与えないであろう。考慮されるものは、すべて稼得活動者およびその活動に従事しない人びとの人数と、所得分配との関係である。

この制度はもう生産に参加しない人びとの生計を保証する手段を提供し、また、インフレの影響を抑制させるだけでなく、事実上インフレを防止する一助となるであろう。公的機関の干渉は、関係をもっているグループが

意見を聞かれた後に、基本的な諸規定を採用することに制限されるべきである。

Pen nieuwe pensioenstrategie, *Economisch-Statistische Berichten*, Nos, 2772 and 2773, 1970, pp. 1096-1100 and 1120-124; No. 51, '71.

